

○安曇野市青少年健全育成審議会条例

平成18年3月27日条例第21号

安曇野市青少年健全育成審議会条例

安曇野市青少年問題協議会設置条例（平成17年安曇野市条例第89号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全育成を図るため、安曇野市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 審議会は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- （1） 青少年の健全育成に関する事項
- （2） 青少年の保護及び安全に関する事項

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 青少年問題に関する学識経験を有する者
- （2） 青少年健全育成活動にかかわる民間諸団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前3号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。